

電子申請方法

- ① パソコンやスマートフォンで「ぴったりサービス」と検索しクリック
または、2次元コードを読み込む

申請フォーム



マイナポータル・ぴったりサービス

- ② 市区町村（伊丹市）とカテゴリ（救急・消防）を選択



The screenshot shows a two-step application form. Step 1, '市区町村を選択' (Select City/Town/Village), includes a search box and dropdown menus for '兵庫県' (Hyogo Prefecture) and '伊丹市' (Itami City). A callout points to these selections. Step 2, '検索条件を設定' (Set Search Conditions), includes radio buttons for 'カテゴリ' (Category) and 'キーワード' (Keyword), and a grid of category checkboxes. The '救急・消防' (Emergency/Fire) checkbox is selected, with a callout pointing to it. A search button is at the bottom.

1 市区町村を選択 **必須**

郵便番号または市区町村名を入力

検索

兵庫県 ▼ 伊丹市 ▼

「兵庫県」「伊丹市」を選択

2 検索条件を設定 **必須**

検索方法を選択

カテゴリ キーワード

カテゴリを選択（複数選択可）

すべて選択 選択を解除

<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 子育て	<input type="checkbox"/> 引越し・住まい	<input type="checkbox"/> 高齢者・介護
<input type="checkbox"/> ご不幸	<input type="checkbox"/> 健康・医療	<input checked="" type="checkbox"/> 救急・消防	

この条件で検索 🔍

「救急・消防」を選択

③ 電子申請を行う届出を選択

※令和4年11月1日現在、伊丹市では以下の10の届出について電子申請が可能です。

- ①防火・防災管理者選任（解任）届出 ②消防計画作成（変更）届出
- ③統括防火・防災管理者選任（解任）届出 ④全体についての消防計画作成（変更）届出
- ⑤防火対象物点検結果報告 ⑥防災管理点検結果報告
- ⑦自衛消防組織設置（変更）届出 ⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告
- ⑨工事整備対象設備等着工届出 ⑩消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出

【留意事項①】

同じ届出でも届出先（東消防署、西消防署、予防課）によって表記が異なります。
下記イメージを参考に、届出先をよく確認して選択してください。

The screenshot displays three application options for fire equipment installation. Each option includes a '詳しく見る' (View details) button and a callout box with selection instructions:

- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（予防課）**
電子申請可
受付開始日 2022年10月01日
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合に届け出る手続きです。
Callout: 予防課に届出される方は こちらを選択
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（東消防署）**
電子申請可
受付開始日 2022年10月01日
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合に届け出る手続きです。
Callout: 東消防署に届出される方は こちらを選択
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（西消防署）**
電子申請可
受付開始日 2022年10月01日
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合に届け出る手続きです。
Callout: 西消防署に届出される方は こちらを選択

【町名別の届出先】

東消防署の管轄

天津、藤ノ木、伊丹、西台、南本町、北河原、北本町、清水、桜ヶ丘、宮ノ前、船原、鋳物師、北伊丹、北園、高台、春日丘、大鹿、東有岡、平松、下河原、小坂田、中村、桑津、西桑津、東桑津、森本、口酒井、岩屋、南町、梅ノ木、行基町、鈴原町、南鈴原、御願塚、南野北、南野、美鈴町、堀池、野間北、野間、車塚、安堂寺町、稲野町、若菱町、柏木町

西消防署の管轄

昆陽東、昆陽、昆陽南、昆陽泉町、千僧、瑞穂町、広畑、瑞ヶ丘、昆陽池、昆陽北、松ヶ丘、緑ヶ丘、中野北、中野西、西野、奥畑、池尻、寺本、寺本東、山田、荒牧、荒牧南、鴻池、北野、荻野、荻野西、大野、東野、中野東、瑞原

工事整備対象設備等着工届出、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出は、以下の建築物等については届出先が予防課となります。

届出先が予防課となる建築物等

- ①令別表第1に掲げる、1項から4項、5項イ、6項、9項イ、16項イ、16の2項、16の3項、の防火対象物で延べ面積が1,500平方メートル以上のもの
- ②法第8条の2に定める高層建築物（高さ31メートルを超えるもの）
- ③令別表第1に掲げる 18項（延長50メートル以上のアーケード）
- ④①に掲げる防火対象物以外で延べ面積が6,000平方メートル以上のもの
- ⑤①～④の敷地に係る建築物、建築設備及び工作物

※①～⑤に該当しない防火対象物は町名により上記管轄へ届出

【留意事項②】

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出は検査等を経て、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していると認められた後に、完了メールが送信されます。

政令第35条第1項に定める防火対象物について交付される消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証については、書面での交付となるため来署していただく必要があります。

なお、検査済証の交付を必要としないとき、軽微な工事の範囲に該当する工事に係る検査を行ったとき、政令第35条の第1項に定める防火対象物以外の防火対象物における工事に係る検査を行った場合については、電子申請は副本が返却されないため、検査済印が必要な場合は申請書の控えを持参し、届出先の消防署等へ来署してください。

④ 「申請する」を選択

兵庫県伊丹市

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出（予防課）
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出

◎ オンライン申請

制度
火災予防

対象
管理権原者

概要
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合に届け出る手続きです。

手続期限
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が完了した日から4日以内

申請する

- ⑤ step1 から順に step5 まで入力
以後は画面に従い進めてください。

step1 申請者情報入力 入力する

step2 申請情報入力
防火・防災管理者選任(解任)届出(東消防署) 入力する

step3 入力内容確認 確認する

step4 添付書類登録 添付する

step5 電子署名・送信・印刷 送信する

- ⑥ 「送信する」を選択

step5 まで進めば、「送信する」を選択し、送信完了です。

兵庫県伊丹市
防火・防災管理者選任(解任)届出(東消防署) (完了率:95%)

step1 申請者情報入力 ▶ step2 申請情報入力 ▶ step3 入力内容確認 ▶ step4 添付書類登録 ▶ step5 電子署名・送信・印刷

step5 電子署名・送信・印刷

送信を実行

手続の送信を実行します。よろしければ、「送信する」ボタンを押してください。

申請先
兵庫県 伊丹市

手続名
防火・防災管理者選任(解任)届出(東消防署)

送信する 印刷する

↑

選択

⑦ 申請先の部署にて届出内容を確認します。添付書類の確認や検査等の処理が完了すれば電子申請完了メールが届き、電子申請は完了です。

※次ページ その他留意事項 について必ず確認願います。

兵庫県伊丹市
防火・防災管理者選任（解任）届出（東消防署）（完了率：100%）

申請完了
申請を正しく受け付けました

step1申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りしていますのでご確認ください

申請先窓口
兵庫県 伊丹市

今回申請された手続
火災予防 防火・防災管理者選任（解任）届出（東消防署）

受付番号
991003048849084

申請先窓口からのお知らせがございます。
まだ、申請は完了していません。

現在、申請先の東消防署が内容を確認中です。
内容に不備のある場合は、申請先の東消防署から連絡又は差戻しを行います。
内容確認後に完了メールを送信しますので、もしばらくお待ちください。


添付書類が登録できなかった場合、申請完了後に届く「電子申請完了メール」に「添付書類一覧表」及び添付書類を添付して申請先の東消防署へ転送してください。（転送する「電子申請完了メール」に記載されている「受付番号」は削除せずそのまま転送してください。）

【転送先：500501@city.itami.lg.jp】

保存した申請データ（csv形式）がExcelで文字化けする場合、バックアップ取得後に以下の方法をお試しください。

1. 申請内容ファイル（csv形式）を右クリック→「プログラムから開く」→「メモ帳」で「ファイルを開く」を選択
2. 「ファイル」→「名前をつけて保存」→ダイアログボックス上の「文字コード」を「ANSI」に変更して保存
3. ExcelでCSVファイルを開き、文字化けが解消されていることを確認

内容の確認を行い、不備がある場合には連絡や差戻しを行います。
※消防用設備等設置届出については、検査が必要な場合には別途連絡・調整を行います。



その他留意事項

① 「申請様式の控え」及び「申請データ」のダウンロード

電子申請では副本が返却されません。**申請様式の控え（PDF形式）**が副本の代わりとなりますので、必ずダウンロードしてください。

また、**申請データ（CSV形式）**をダウンロードし保存しておくことで、電子申請後、消防署から修正指示があったり、届出内容に変更があり、再申請する際や、今後同じ様式を申請する際に、入力を省略でき、手続きがスムーズに行えるので活用してください。

3. ExcelでCSVファイルを開き、文字化けが解消されていることを確認

申請様式の控え（PDF形式）および申請データ（CSV形式）のダウンロード

申請様式の控え（PDF形式）および申請完了後の申請データ（CSV形式）をダウンロードできます。

ファイルを保存いただくことを推奨いたします。

次回も同じ手続を申請する場合や、再申請が必要になった場合、こちらでダウンロードできますので大切に保存してください。

ダウンロードする画面は、電子申請手続きの最後に表示されます。

控えをダウンロードする

ダウンロードしたフォルダを開く

名前	種類	申請サイズ	パスワード保...	サイズ
991003048849084_申請者情報の控...	PDF ファイル	75 KB	無	
991003048849084_申請様式の控え.p...	PDF ファイル	133 KB	無	
991003048849084_防火・防災管理者...	Microsoft Excel CSV ファイル	2 KB	無	

副本の代わりとなる「**申請様式の控え**」

再申請の際に便利な「**申請データ**」

トップページの「申請の再開」の画面中に上記ファイルをアップロードする場所があります。

手続の検索・電子申請
(びったりサービス)

2回目以降の申請をする際に、上記ファイルを活用すれば、入力を省略できます。

① 手続の検索・電子申請について ② **申請の再開** ③ 年金関連の手続

② マイナンバーカードの使用について

申請者情報の入力の際、マイナンバーカードを使って自動入力ができますが、マイナンバーカードの使用は必須ではありません。

※マイナンバーカードがなくても申請可能です。